

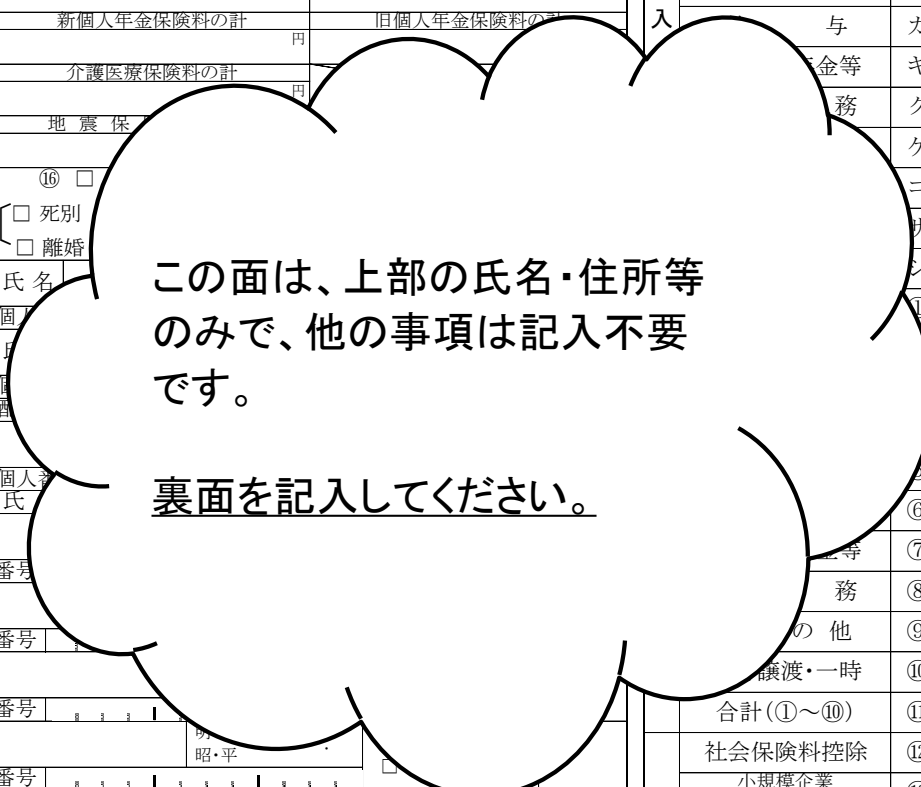
令和4年度 市民税・県民税申告書 **課税方式の選択** 表
(令和3年分所得)

知多市長 様	現住所	知多市みどり町101番地			業種又は職 業	会社員
	1月1日現在の住所	同上			電話番号	0562-33-3151
提出年月日	フリガナ	チタ	タロウ	個人番号		
年 月 日	氏名	知多 太郎			1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
4 1 29	生 年 月 日	大・昭 平 令	2・12・12	世帯主の氏名	知多 太郎	世帯主からみた続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

⑫	社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
		合 計		
⑭	生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
		介護医療保険料の計		円
⑮	地震保険料控除	地震保		円
⑯	障害者控除	氏名	個人番号	
⑰	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名	個人番号	
⑱	扶養控除	氏名	個人番号	
⑲	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引く損失額のうち災害関連支出の金額
⑳	医療費控除	支払った医療費等	円	保険金などで補てんされる金額



1 収 入	事業	営業等	ア	円
		農 業	イ	
		不 動 産	ウ	
		利 子	エ	
		配 当	オ	
		与 力	カ	
		金 等	キ	
		務	ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	合計(①～⑩)	⑪		
	社会保険料控除	⑫		
	小規模企業 共済等掛金控除	⑬		
	生命保険料控除	⑭		
	地震保険料控除	⑮		
	寡婦、ひとり親控除	⑯、⑰		
	勤労学生、障害者控除	⑱、⑲		
	配偶者(特別)控除	⑳		
	扶養控除	㉑		
	基礎控除	㉒		
	雑損控除	㉓		
医療費控除	区分 <input type="checkbox"/> ㉔			
合計(⑫～㉔)	㉕			

17 所得がなかった方の記載欄

1 私は次の者 から仕送りを受けていた。
 の扶養親族であった。

氏名 _____ 続柄 _____

住所 _____

2 その他 (令和3年1月1日から令和3年12月31日までの生活状況)
貯金 ・ 遺族年金 ・ 障害年金 ・ 雇用保険
その他 (_____)

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

※「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

受付	入力	確認
----	----	----

※裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

令和4年度 市民税・県民税申告書(分離課税等用)

フリガナ		生年月日	宛名番号	
氏名			電話番号	
個人番号				

※「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		特例適用条文		

1 収入金額	短期譲渡	一般分	シ		円
		軽減分	ス		
	長期譲渡	一般の譲渡	セ		
		優良住宅地等に係る譲渡	ソ		
		居住用財産の譲渡	タ		
	株式等の譲渡	未公開分	チ		
		上場分	ツ		
	上場株式等の配当	テ			
	先物取引	ト			

この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必要経費
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	円
				特例適用条文

5 所得金額	短期譲渡	一般分	㊦25		円
		軽減分	㊦26		
	長期譲渡	一般の譲渡	㊦27		
		優良住宅地等に係る譲渡	㊦28		
		居住用財産の譲渡	㊦29		
	株式等の譲渡	未公開分	㊦30		
		上場分	㊦31		
	上場株式等の配当				
	先物				

所得税確定申告での課税方式を○で囲む。

4 上場株式等の配当所得に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円

8 上場株式等の配当所得等に関する事項

「特定配当等に係る所得」、「特定株式等譲渡所得金額に係る所得」及び「利子」を所得税と市民税・県民税で課税方法を変更する場合、選択する課税方式に○を付けてください。該年度の納税通知書が送達されるまでに申告書が提出された場合に限り適用されます。

6 特定支出控除の所得に関する事項

市民税・県民税での課税方式を○で囲む。

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

市民税・県民税の申告	所得税の申告状況					
	総合課税	申告分離課税	申告不要制度	総合課税	申告分離課税	申告不要制度
	特定配当等に係る所得 特定株式等譲渡所得金額に係る所得 利子所得	○	○	○	○	○

7 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費	
	円		
退職	A 収入金額	勤続年数	普通
	円	年 (年月間)	□ □

※上記の記入例は、上場株式等の配当などを、所得税では総合課税での申告を選択し、市民税・県民税では申告不要制度(申告しないこと)を選択する場合の書き方です。